

# 要介護認定者数等の増加と認定調査業務

## ○第1号被保険者の要介護(要支援)認定者数の見込み

平成29 (2017)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
629万人	683万人	771万人

## ○介護サービス量等の見込み (うち在宅介護)

平成29 (2017)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
343万人	378万人	427万人

※厚生労働省ホームページ「第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」より抜粋。

11

- 認定調査件数の増加
- 困難な市町村職員の増員
- 認定調査の更なる外部委託化

- 必要なケアプラン数の増加
- 介護支援専門員としての業務が逼迫
- 介護支援専門員による認定調査の限界

## ○ 認定調査の適正な実施自体が困難となる可能性

※ 要介護認定は申請のあった日から30日以内にしなければならぬ (法第27条第11項)

## ○ 介護支援専門員以外の職種による委託調査実施の必要性

# 提案にあたっての留意点

- 要介護認定は被保険者にとって、①保険給付の対象となるか否か、②利用できるサービスの種類、③利用できるサービスの量を左右する重要なもの。
- 本提案による調査員の要件緩和にあたっても、その質の維持・確保について最大限の配慮が必要。

要介護状態区分	低下が見られる日常生活能力	利用できるサービス	利用できるサービスの量
要支援 1	起き上がり、立ち上がり	在宅サービス（ホームヘルパー、デイサービス、福祉用具貸与など）、介護付き有料老人ホームなど	5,030単位
要支援 2	片足での立位、日常の意思決定、買い物	認知症高齢者グループホーム	10,473単位
要介護 1	歩行、洗身、つめ切り、薬の内服、金銭の管理、簡単な調理	特別養護老人ホームを除く介護施設（介護老人保健施設、介護医療院など）	16,692単位
要介護 2	寝返り、排尿、排便、口腔清潔、上衣の着脱、ズボン等の着脱	特別養護老人ホーム	19,616単位
要介護 3	座位保持、両足での立位、移乗、移動、洗顔、整髪		26,931単位
要介護 4	麻痺（左下肢）、食事摂取、外出頻度、短期記憶	特別養護老人ホーム	30,806単位
要介護 5			36,065単位

- ※「低下が見られる日常生活能力」は要介護状態区分ごとに80%以上の割合で何らかの低下が見られる認定調査項目（平成26年度認定情報を厚生労働省が集計）。
- ※「要支援2」「要介護1」は心身機能はおおむね同程度であり、状態の維持・改善が見込まれる場合は「要支援2」、そうでない場合は「要介護1」となる。
- ※「利用できるサービスの量」は在宅におけるおおよそのもので、施設サービスの場合はこれに限らない。

目安：ホームヘルパー394単位(身体介護30分以上1時間未満)、デイサービス656～1,144単位(8時間以上9時間未満)、特別養護老人ホーム636～910単位(1日)

# 事務受託法人における調査員の要件に関する提案

## 提案内容

事務受託法人が実施する認定調査業務においては、介護支援専門員のほか、介護支援専門員のほか、次の2点を満たす者調査員とすることができるものとする。

① 次の資格を有する者であって資格取得後に当該資格に係る業務に5年以上従事

- |              |        |          |        |        |
|--------------|--------|----------|--------|--------|
| ○医師          | ○歯科医師  | ○薬剤師     | ○保健師   | ○助産師   |
| ○看護師         | ○准看護師  | ○理学療法士   | ○作業療法士 | ○言語聴覚士 |
| ○社会福祉士       | ○介護福祉士 | ○視能訓練士   | ○義肢装具士 | ○歯科衛生士 |
| ○あん摩マッサージ指圧師 | ○はり師   | ○精神保健福祉士 | ○きゅう師  | ○柔道整復師 |
| ○栄養士         | ○管理栄養士 |          |        |        |

② 都道府県等が実施する認定調査員研修の修了に加え、委託元市町村が実施する質の確保のための研修を修了

13

## 提案理由

### <認定調査の質の確保について>

- 上記①は、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格を有する者である。
- 認定調査に関する知識等についての介護支援専門員との差異※については、認定調査員研修の修了と、委託元市町村が実施する必要な研修の修了を要件とすることで質の確保が可能と考える。

※ 介護支援専門員実務研修受講試験の合格及び介護支援専門員実務研修における要介護認定に係る課程の習得

### <実現により見込まれる効果>

- 市町村が実施する要介護認定の効率的かつ確実な実施の確保策につながる。
- 介護人材の確保が重要となる今後において、介護保険制度の運営に支障のない範囲で多様な働き方が可能となり、人材の効率的な就業や確保が可能となる。

# 地方分権改革に係る提案団体ヒアリング



沖縄県 シーサー



## 「要介護認定調査員の資格要件緩和」 について

平成30年7月11日(水)

沖縄県 那覇市